NEWS

まちのお知らせ

NEWS 議会

令和8年第2回臨時会

5月15日に令和8年第2回月形町議会臨時会が招集されました。審議された内容は次のとおりです。

■令和8年度月形町一般会計補正予算（第1号）

□歳入歳出の総額をそれぞれ16万8,000円増額しました。

総額　52億6,616万8,000円

■財産の取得について

□プラスチック製容器包装などの圧縮に使用するため、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、次の機器を取得することになりました。

財産の名称　圧縮梱包機

財産の規格　圧縮梱包機（自動マルチコンパクタ）

取得方法　防災資機材譲渡事業に基づく譲渡

取得金額　1,776万5,000円

契約の相手方　ナラサキ産業株式会社北海道支社（札幌市中央区大通西7丁目3番地1）

□町道の除雪作業・草刈作業に使用するため、車両および装置を取得することとなりました。

財産の名称　ロータリー除雪車および草刈装置

財産の規格　1.5m/800t級、バロネス式

取得方法　指名競争入札による契約

取得金額　4,906万円

契約の相手方　北海道川崎建機株式会社札幌支店（北広島市大曲中央1丁目27番地2）

■月形町固定資産評価員の選任について

□月形町固定資産評価員の選任について次の方が同意されました。

住所　月形町1036番地1

氏名　上葛　隆治

■次の事業および研修会に町議会議員を派遣することになりました

□栗山町議会基本条例制定20周年記念事業

場所　栗山町

期日　5月17日(日)

□全国町村議会議長会主催町村議会議長・副議長研修会

場所　東京都

期日　5月26日(火)から27日(水)

NEWS くらし

不法投棄の通報にご協力ください

廃棄物の処理および清掃に関する法律により廃棄物の不法投棄は禁止されています。これに違反して不法投棄した場合や投棄未遂が発覚した場合は、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれら両方が科せられます。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけではなく、地下水の汚染など生活環境に被害をもたらす危険があります。一度悪化した環境を元に戻すためには、多額の費用と時間がかかるため、早期に発見、処理することが重要です。

不法投棄の現場を見かけたときは、住民課生活環境係まで通報してください。ご協力をお願いします。

通報する内容

次の項目について、分かる範囲の情報をご提供ください

○発見日時

○発見場所

○投棄に関する情報（投棄日時、出入りした車両の情報、会社名など）

○土地に関する情報（土地の形状、所有者や使用者の情報）

○現場の状況

○通報者の氏名、連絡先

※匿名通報も受け付けます

通報・問合せ先　住民課生活環境係☎53・2323

6月30日は **納期限** です　　町・道民税　第1期

～ 2026年の納付期限一覧表～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	6月1日					
固定資産税	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日

NEWS くらし

6月は「不正改造車排除強化月間」です

札幌運輸支局では、不正改造車の排除につとめていますが、毎年6月を「不正改造車排除強化月間」として一層の強化に取り組んでいます。

暴走行為、過積載などを目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスにより大気汚染、騒音などの環境悪化の要因の一つとなります。また、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、クリアレンズの装着による灯火色の変更、基準外のマフラーの取付けなど、自動車部品の取付けや取外しなどにより保安基準に適合しないにもかかわらず、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者も見受けられるので、注意が必要です。

この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

問合せ先 北海道運輸局札幌運輸支局検査整備保安担当 ☎011・731・7168

スズメバチなどの駆除に要した費用の一部を補助します

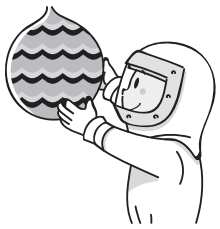

町では、人に危害を及ぼす恐れのある蜂類の早期駆除と安全確保を目的として、駆除にかかった費用の一部を補助しています。

〔補助の対象者〕

町内に土地または建物を所有・賃借されている方で、スズメバチなどの巣の駆除を依頼し、駆除された方

〔補助金額〕

駆除にかかった費用の3分の2以内とし、1件当たり10,000円を上限とします

〔申請方法〕

下記の書類を住民課生活環境係に提出してください

①補助金交付申請書
②駆除作業前と後の現場写真
③領収書の写し

※補助金交付申請書は住民課窓口に用意してあります

交付金申請および請求の流れ

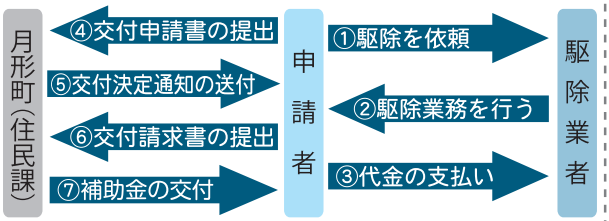

※補助金の申請および請求手続きは高齢者事業団に委任することも可能です

町内では、次の事業所が駆除業務を行っています
月形町高齢者事業団☎37・2777

申請・問合せ先 住民課生活環境係☎53・2323　Eメールjumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

学童保育所の一時利用ができます

学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込みください。

利用できる方

保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方

※継続して事業所などに雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数

各月**10日間**まで（保護者のけがや病気、出産、親族の介護等の場合）、就労による場合は各月**5日間**まで

※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます

※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常保育をご利用ください

申込期限

利用希望日の**8日前**まで

※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る**14日前**までにお申し込みください

保育料など

日額360円（別途運営費1日100円）

利用可能時間

平日　12：00（下校時）～18：30
土曜日・長期休業期間など　7：30～18：30
（日曜、祝日を除く）

申込・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内）☎53・3155
Eメール：hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS くらし

狂犬病予防注射と飼い犬登録のお知らせ

生後91日以上の犬には、一生に一回の登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。町では次のとおり狂犬病予防接種を行いますので、動物病院などで個別に対応される方以外は必ず接種を受けるようお願いします。また、各会場で飼い犬の登録手続きも受け付けていますので、新たに犬を飼われた方やまだ登録していない方は、手続きをお願いします。

日時・場所 下表のとおり

※お住いの地域に限らず、どの会場でも接種が可能です

注射・注射済票交付手数料

3,240円／1頭（注射料2,690円、注射済票交付手数料550円）、登録手数料3,000円／1頭

その他

・死亡や譲渡などで犬を飼育しなくなった場合は、左記問合せ先にご連絡ください

・交付される鑑札や注射済票は、犬の首輪などに必ず装着してください

問合せ先 住民課生活環境係 ☎53・2323

■狂犬病予防注射・飼い犬登録日程表

月日	時間	実施場所
6月18日㈭	6:30～ 8:30	役場駐車場（博物館裏の旧JR線路側の車庫前）
	9:00～10:00	札比内コミュニティセンター前
	10:10～10:50	北農場行政区防災備蓄庫前（北農場公住近くの交差点付近）
	11:00～12:00	総合体育館前
	13:30～14:30	役場駐車場（博物館裏の旧JR線路側の車庫前）
	14:40～15:00	知来乙駐車公園
	15:10～15:30	南地区広域集落会館前
	15:40～16:00	旧昭栄開拓婦人ホーム前
	16:10～17:00	役場駐車場（博物館裏の旧JR線路側の車庫前）

NEWS 健康

こころの健康相談

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

日時 6月19日㈮午後1時～午後3時

実施場所 岩見沢保健所

実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください

その他 保健師との電話や対面での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係（岩見沢市8条西5丁目）☎20・0122

NEWS 催し

第42回町民交通安全パレードについて

第42回町民交通安全パレードが次のとおり開催されます。ぜひ、ご参加ください。

なお、雨天の場合は、中止とし、町公式ＬＩＮＥでお知らせします。

日時 6月26日㈮午後1時30分から

場所 月形小学校グラウンド

内容 国道での旗の波による交通安全啓蒙など

問合せ先 月形町交通安全推進協会（事務局・総務課危機管理係）☎53・2321

自衛官募集 ～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
航空学生	海：18歳以上23歳未満の方 空：18歳以上33歳未満の方（高卒または高専3学年修了者見込みの方含む）	8月28日
第2回一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）	9月1日
第2回2等陸・海・空士（任期制自衛官）		8月5日

NEWS 募集

交通安全指導員を募集しています

月形町では、9名の交通安全指導員が、それぞれ仕事を持ちながら活動しています。全員がすべての行事などに参加することは難しいですが、自分の都合に合わせながら活動しています。

「地域の交通安全に貢献したい」「子どもや高齢者を交通事故から守りたい」という方はぜひご応募ください。

募集資格　町内に居住する満18歳以上の健康な方（性別問わず）

主な活動　春夏秋冬の交通安全運動期間における街頭指導、教育機関の交通安全教室における交通指導、各種イベントでの交通指導など

報酬　月形町の条例に基づき日額報酬を支払います

問合せ先　総務課危機管理係☎53・2321

NEWS 助成

小中学生海外派遣事業について

月形町では、子どもたちの英語力向上と国際感覚豊かな人間形成を目的として、英検（実用英語技能検定）の一定級以上を合格した小中学生を対象に、海外派遣への費用助成をしています。

対象者　月形町小中学校在籍中に公益財団法人日本英語検定協会主催の実用英語技能検定を受験し、中学生以下で準2級プラス以上に合格した方

助成額　宿泊費、渡航費用などの4分の3以内

派遣期間　おおむね15日間以内

派遣先　英語圏

派遣資格の有効期間　検定の合格証明書の証明日から2年以内

申請　派遣を希望する2カ月前までに学校長の推薦書および必要な書類を提出

申請・問合せ先　月形町教育委員会学務係☎53・3443

NEWS その他

人権相談は、人権擁護委員に

月形町の人権擁護委員として、尾崎美世子さん（北農場1）が4月1日付けで法務大臣から委嘱（再任）されました。

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の方です。さまざまな経験を持つ方たちが、地域の中で人権思想を広め、皆さんの人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するために活動しています。

また、相談は無料で秘密は守られますので、困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

なお、人権擁護委員制度に関する詳しいことは、次に問い合わせて下さい。

問合せ先　札幌法務局岩見沢支局☎22・0619または保健福祉課地域福祉係☎53・3155

▲尾崎美世子さん

おでかけハイヤーの制度の変更について

令和8年7月1日㈬より、おでかけハイヤーが、平日とともに土日祝日も利用可能となります。

また、目的施設を追加し、さらに便利になりますのでご利用ください。

開始日時　7月1日㈬から

利用曜日　全日
（月曜日から日曜日）

利用時間　9:00 ～ 17:00

※はーとハイヤーが運休の日は利用不可

追加施設　月形町図書館

【問合せ先】
企画振興課地域振興係☎53・2325

ー月形町地域おこし協力隊 隊員就任ー

初めまして

新しい隊員の方が就任されましたのでご紹介します

【東辻（ひがしつじ） 由香（ゆか）隊員】

出身地：東京都

経　歴：沖縄県と北海道で10年以上、生花業務やブライダルフラワー業務を経験。
現在は、自然色彩や植物をテーマにキャンドル制作や販売をしています。

～目標・抱負など～

北海道へ移り住んでから、花を育てる生産者の方々と出会う機会があり、花農家さんのことをもっと知りたいと思うようになりました。これまでの花を通した活動や、現在行っているキャンドル制作を通して、地域おこし協力隊として関わることでさらに活動の幅を広げ、花のある暮らしや体験を通して月形町の花の魅力を町内外へ伝え、人と地域を繋げていけると考えています。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

【問合せ先】
企画振興課地域振興係☎53・2325

NEWS 福祉

ヘルプマークをご存じですか

障がいがある方などが使用できるヘルプマークやヘルプカードがあることをご存じですか。

ヘルプマークは、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのものです。また、ヘルプカードは、災害時や緊急時など、周囲の方に助けを求めたい時に提示するためのものとなっています。

配布場所などは次のとおりです。

配布場所　保健センター

配布方法　氏名や障がいの有無などについて記載していただき、その場でお渡しします

料金　無料

配布時間　平日午前8時30分から午後5時15分まで

問合せ先　保健福祉課地域福祉係（保健センター内）☎53・3155

UIJターン新規就業支援事業について

〇町民の皆さんへ

月形町では、北海道と連携しUIJターンによる移住・就業を支援する制度を実施しています。

東京都から月形町へ移住し、北海道が運営する「マッチングサイト」に掲載されている法人へ就業した方などに、移住支援金を支給します。

支援金額　単身で移住：60万円　　世帯で移住：100万円

18歳未満の子どもを帯同する場合：1人につき最大100万円を加算

〇町内事業者の皆さんへ

ＵＩＪターン新規就業支援事業では、北海道が運営する「マッチングサイト」への求人掲載が可能です。

このサイトに掲載された求人は、移住支援金の対象となるため、求職中の方からの注目度が高まります。

マッチングサイトのメリット

・北海道が運営する公的な求人サイトで、掲載料は無料です
・掲載した求人は、大手民間求人サイトにも無料で公開されるため、事業者にとっても負担が少ないです

求人掲載や制度の詳細は、右記QRコードからご確認ください。

詳細はこちらから

問合せ先　経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係☎011・251・3896
企画振興課商工観光係☎53・2325　Eメール：shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

温水プール 6/27(土) オープン

★無料開放日★
6月27日(土)、9月6日(日)

【開館期間】　6月27日(土)～ 9月6日(日)

開　館　日	時　　間
月～金曜日	15：00 ～ 19：00
※夏休み期間（7/22 ～ 8/19）	13：00 ～ 19：00
土・日曜日	10：00 ～ 17：00

最終入場は閉館20分前まで

【利用料金】

	幼児	小中学生	高校生	一般
当日券	100円	150円	220円	270円
回数券（10回）	880円	1,320円	1,760円	2,200円

【利用上の注意】窓口で確認してください。

問合せ先　教育委員会社会教育係☎53・3443　Ｅメール：syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

野焼きは禁止されています！

ごみなどを野外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は法律で禁止されています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけではなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響がでます。

家庭などから出たごみは、正しく分別して、指定された日にごみ集積場所に出してください。

違反をした場合

5年以下の拘禁刑
1,000万円（法人は3億円）以下の罰金
のいずれか、または両方が科せられます

問合せ先
住民課生活環境係☎53・2323
Eメール jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽設置者には、浄化槽の維持管理が適切に行われているか、また浄化槽の機能が正常に働いているかを判断するため、定期的な保守点検や清掃とは別に、知事が指定した検査機関による年1回の「法定検査」が義務付けられています。

検査の申し込み先はこちら

知事指定検査機関
公益社団法人　北海道浄化槽協会
☎011・823・4755

問合せ先
住民課生活環境係☎53・2323
Eメール jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

防災士の資格を取りませんか
ー資格取得費用を補助しますー

町では、地域における防災力の向上の担い手となる人材の育成を図り、「地域の防災意識の向上」「自主防災組織の設置」「災害に強いまちづくりを推進」をするため、「防災士」の資格取得の補助を行っています。

防災士資格取得補助制度の概要

防災士は、ＮＰＯ法人日本防災士機構の認定資格です。

補助対象者

・月形町に住所を有する方
・行政区・町内会・職場から推薦を受けた方
・資格取得後、5年以上居住し地域の防災リーダーとして活動する方

補助金　受講料・試験受験料・登録料の**全額を補助します**

手続き

①町に補助金の交付申請を行います
※申請には、**行政区などからの推薦書が必要です**
②町から補助金を交付します
※補助金は、事前に全額概算払します
③防災士の登録後、町に補助金の実績報告書を提出してください

補助金申請　7月15日㈬までに総務課危機管理係へ
※補助金申請と同時に研修講座受講申込となります

防災士資格取得の方法

資格取得方法　日本防災士機構が認証した機関が実施する防災士研修講座を受講し、同機構が実施する試験に合格後、救急救命講習を受け登録となります。

研修講座日程　10月3日㈯～ 4日㈰

研修講座場所　札幌市中央区北4条西5丁目1アスティホール

詳細はこちらから

申請・問合せ先　総務課危機管理係☎ 53・2321　Ｅメール :kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp

１線延長！すべてをかけろ！
～消防団の甲子園～

月形消防団では、7月17日に開催される北海道消防操法訓練大会に向け、団員一丸となって日々訓練に励んでいます。

本訓練の開始にあたり、先日、月形支署にて結団式が行なわれました。出場隊員の士気高揚と大会に向けた意思統一が図られるとともに、関係者からの激励の言葉が寄せられ、団員は大会に向けて気持ちを新たにしました。

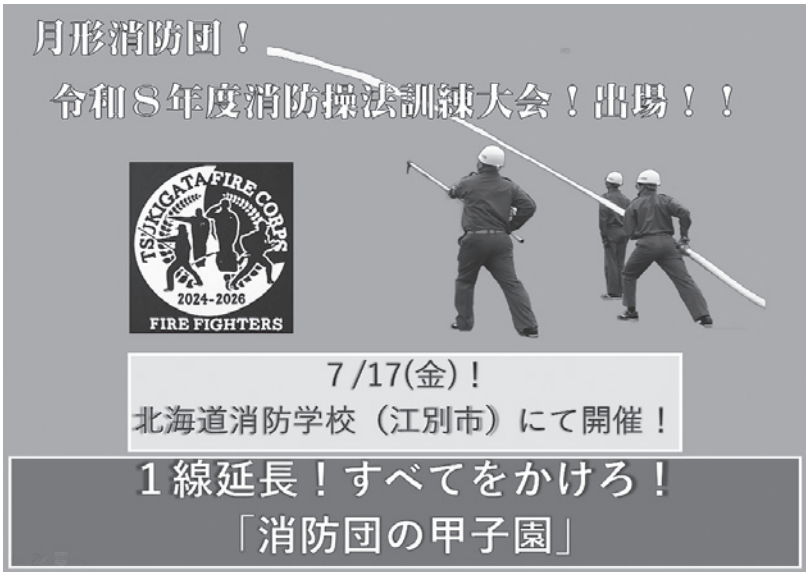

今回の月形消防団のスローガン「１線延長！すべてをかけろ！『消防団の甲子園』」のもと、団員一人一人が高い意識を持ち、地域防災の担い手として日々の訓練に取り組んでいます。

ポンプ操法で培われる技術や連携は、実際の災害現場における迅速かつ的確な対応に直結するものであり、地域の安全・安心を守る大きな力となります。

町民の皆さんにおかれましては、訓練期間中の活動にご理解いただくとともに、月形消防団への温かいご声援をよろしくお願いします。

▲QRコードから
ホームページもチェック！

問合せ先　消防月形支署☎53・2154　Eメール：shobo@town.tsukigata.hokkaido.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ
～令和8年度の保険料のお支払い～

■6月に保険料額をお知らせします

令和8年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

均等割		所得割		1年間の保険料
【１人当たり保険料】59,963円	＋	【本人の所得に応じた額】（令和7年中の所得－最大43万円）×11.61%	＝	【限度額85万円】（100円未満切捨）

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

均等割		所得割		1年間の保険料
【１人当たり保険料】1,364円	＋	【本人の所得に応じた額】（令和7年中の所得－最大43万円）×0.28%	＝	【限度額2万1千円】（100円未満切捨）

＝

令和8年度年間保険料

○1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。
○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します
●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
●昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合 令和7年度
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）	7割
43万円+（31万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	5割
43万円+（57万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります
・給与などの収入金額が55万円を超える方
・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方
※令和8,9年度医療分について、7割軽減に該当するかたは、国からの交付金により更に0.2割の減額を行っています

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります（52,048円→26,024円）
（医療分：59,963円 → 29,981円、子ども分：1,364円 → 682円）

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方
（年金額が年額18万円未満の方）
(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分を超える方
(3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意※
国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度、住民課税務係へ申し出を行ってください。

問合せ先　住民課戸籍保険係☎53・2323／北海道後期高齢者医療広域連合☎011・290・5601